

○辰野町ホタル保護条例

平成15年3月17日
条例第6号

(前文)

辰野町のホタルは、大正15年に長野県天然記念物に指定され、昭和35年には下辰野地区の松尾峠一帯が「辰野のホタル発生地」として長野県天然記念物に指定されている。昭和60年4月には「げんじ螢」が町の特別シンボルに選定され、美しい自然を守ろうとする町民の願いが表現されている。

辰野町では町内全域にゲンジボタルやヘイケボタルの生息が確認され、生息数も増えつつある。辰野町はホタルを生かした町づくりに努め、その重点事業として平成元年度から「辰野ほたる童謡公園」の整備を進めてきている。

私たちは、辰野町環境基本条例の理念に基づき、ホタルの保護をとおして、恵まれた自然を保全し後世に引き継ぐため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ホタルの保護について、町及び町民等(町民、滞在者、旅行者及び町内で事業活動を行うすべての者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、ホタルの保護を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、ホタルと人との触れ合える自然環境を保全し「ほたるの里・辰野町」実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、ホタルにとって良好な自然環境を保全するために、必要な施策を実施するとともに、町民等に対し水質汚濁の防止等、ホタルの保護について広く啓発活動に努めるものとする。

(町民等の責務)

第3条 町民等は、ホタルが生息する良好な自然環境を愛護し、生活や事業活動においてホタルの保護に支障をきたす行為の防止に努めるとともに、本条例の目的達成のために町が実施する保護育成に協力しなければならない。

(捕獲の禁止)

第4条 町民等は、ホタル(卵から成虫までのすべての形態のものを含む。)及びカワニナを捕獲してはならない。

2 前項の規定は、町長の許可を得て行う次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 保護増殖のための調査研究

(2) 環境教育のための教材利用

(配慮事項)

第5条 町民等は、町内全域において、河川、水路等を汚濁してホタルが生息する自然環境を破壊することのないよう配慮しなければならない。

2 ホタルが生息する河川、水路の工事等を施工する場合は、自然環境に配慮した工法を検討しなければならない。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反したものは、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以降の行為から適用し、この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。